

令和4年分決算・確定申告相談を受ける際の持ち物チェックシート

主なものだけ記載してあります。これ以外については明細のわかるものをお持ちください。

	準備する持ち物	ポイント	<input checked="" type="checkbox"/>
全員必要	令和2年・3年分 決算書・所得税確定申告書の控え	申告会又は税務署の受付印のあるもの 代理送信をした方は、昨年3月末に郵送した控え	<input type="checkbox"/>
	個人番号（マイナンバー）	書面提出の方は、マイナンバーカードの両面（写）または番号確認書類（写）と身元確認書類（写）	<input type="checkbox"/>
	令和4年分集計表または試算表	<u>帳簿の内容を集計してきてください。</u>	<input type="checkbox"/>
	認印、筆記用具、電卓		<input type="checkbox"/>
必要な方のみ	減価償却費の計算書	代理送信等の方には昨年12月に送付しています。	<input type="checkbox"/>
	減価償却資産（10万円以上のもの）明細書	事業用資産を購入した場合は、領収書だけでなく、各明細のわかるもの	<input type="checkbox"/>
	令和4年分給与所得の源泉徴収票	紛失した場合は、再発行をお願いします。	<input type="checkbox"/>
	令和4年分公的年金等の源泉徴収票		
	令和4年分の医療費控除の明細書 ※ 領収書は添付できません	受診者ごと、医療機関ごとに集計をお願いします。	<input type="checkbox"/>
	令和4年中に支払った健康保険料（介護保険料含む）の領収書、又は納付額のお知らせ	支払決定通知書ではありません のでご注意ください。 過年度分のもので令和4年中に支払ったものであれば、令和4年分確定申告の控除対象になります。	<input type="checkbox"/>
	令和4年中に支払った国民年金の証明書及び年金基金の証明書		
	令和4年分小規模企業共済掛金控除証明書	昨年の11月下旬に送付されています。	<input type="checkbox"/>
	令和4年分生命保険料控除証明書	一般用・個人年金用・介護医療保険用があります。	<input type="checkbox"/>
	令和4年分地震保険料・旧長期損害保険料控除証明書	貸家又は事務所に係る部分の保険は事業の経費です。 確定申告の控除対象は、実際のお住まいが対象です。	<input type="checkbox"/>
	令和2年・3年分 消費税確定申告書の控え及び令和4年分帳簿	申告会又は税務署の受付印のあるもの 代理送信をした方は、昨年3月末に郵送した控え	<input type="checkbox"/>
	マイナンバーカード・パスワード	有効期限が切れていないか確認してください。パスワードは4桁と6～16文字の2種類が必要です。	<input type="checkbox"/>
税務署からの送付物 予定納税額、中間納付税額のお知らせ、又はお知らせハガキ	令和4年分申告書、決算書の用紙（納付書） 代理送信をした方は、税務署からの葉書（納付書） 中間納付税額のある方は中間納付税額と中間納付譲渡割額の内訳が分かるもの（通帳では確認できません）	<input type="checkbox"/>	

※ 住宅借入金等特別控除を初めて受けられる方は、住民票・売買契約書又は工事請負契約書・登記簿謄本・借入金残高証明書等。詳しくはお問い合わせください。

2年目以降の方は、借入金残高証明書および初年度の計算書の控えまたは税務署から送られた資料。

※ 配偶者(扶養)控除を受けるときは、配偶者(扶養家族)の収入を証明できるもの(源泉徴収票等)をお持ちください。

※ 株式等の譲渡の申告がある方は、明細のわかるものと前年に申告があれば計算明細書の控えもお持ちください。

※ セルフメディケーション税制を受けられる方は、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要になります。